

事務・事業の実施状況について（令和3年度）

令和4年3月
内閣府

1 趣旨

北海道に移譲された事務・事業に関して、道州制特別区域基本方針（平成19年1月30日閣議決定）に基づきフォローアップを行った。

2 フォローアップ結果の概況

- (1) 国から北海道に移譲された事務・事業（今年度実施中のものは全6件。）については、北海道において適切に実施されている。
- (2) また、以前から北海道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の標準処理期間の短縮化といった利用者の利便性向上に資する取組も行われており、広域行政の推進が着実に図られている。
- (3) なお、個々の移譲事務・事業の実施状況については別添のとおり。

道州制特区移譲事務・事業一覧

(令和3年度)

NO	移譲事務・事業名	移譲開始時期	所管省庁
1	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務	平成19年 4月	厚生労働省
2	商工会議所に対する監督に関する事務	平成19年 4月	経済産業省
3	鳥獣保護法に係る危険猟法(麻酔薬の使用)の許可に関する事務	平成19年 4月	環境省
4	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止	平成20年12月	文部科学省 厚生労働省
5	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可	平成21年 4月	厚生労働省
6	開発道路に係る直轄事業	平成22年 4月	国土交通省

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和3年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務（法※第12条関係）（平成19年4月）																																																																																
(2) 所管省庁	厚生労働省																																																																																
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	権限移譲により、生活保護法に基づく公費負担医療を提供する指定医療機関等の指定を道において一元的に実施することにより、生活保護政策や地域の実情に即した指定業務が可能となる。																																																																																
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>① 事務・事業移譲後の執行体制等 道本府 保健福祉部福祉局地域福祉課 出先機関等 各福祉事務所（総合振興局・振興局、市）</p> <p>② 過去の実績等（処理件数、事業費等） (年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定申請・変更届出等</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>7</td><td>16</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td><td>1</td></tr> <tr> <td>生活保護法関係</td><td>—</td><td>2 (変更)</td><td>—</td><td>2 (変更)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>7 (変更 3) (更新 4)</td><td>16 (新規 2) (更新 14)</td><td>3 (更新)</td><td>0</td><td>3 (新規 1) (廃止 2)</td><td>1 (更新)</td></tr> <tr> <td>児童福祉法関係</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1 (変更)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>母子保健法関係</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 生活保護法の改正で、指定医療機関の指定は、6年ごとに更新される。指定介護機関には、みなし指定が導入。（共に、平成26年7月から）</p> <p>※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の制定により、児童福祉法及び母子保健法の特例措置は終了している。</p>	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	指定申請・変更届出等	0	2	0	3	0	0	0	0	0	7	16	3	0	3	1	生活保護法関係	—	2 (変更)	—	2 (変更)	—	—	—	—	—	7 (変更 3) (更新 4)	16 (新規 2) (更新 14)	3 (更新)	0	3 (新規 1) (廃止 2)	1 (更新)	児童福祉法関係	—	—	—	1 (変更)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	母子保健法関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																		
指定申請・変更届出等	0	2	0	3	0	0	0	0	0	7	16	3	0	3	1																																																																		
生活保護法関係	—	2 (変更)	—	2 (変更)	—	—	—	—	—	7 (変更 3) (更新 4)	16 (新規 2) (更新 14)	3 (更新)	0	3 (新規 1) (廃止 2)	1 (更新)																																																																		
児童福祉法関係	—	—	—	1 (変更)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																		
母子保健法関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																		
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>国など設置の医療機関等への指定が移譲されたことで、既に道が行っていた関連事務と併せて一元的に事務を実施することが可能となり、申請に係る相談先が一本化された。</p> <p>また、これまで道が窓口となり申請書類を受付し、国（北海道厚生局）へ送付していたが、国との書類のやりとりに要する日数の短縮となり、処理期間の短縮が図られている。</p> <p>そのほか、国など設置の指定医療機関等に係る変更等の情報は、従来、国（北海道厚生局）を通じて道に通知されていたが、道が直接把握できるようになった。</p>																																																																																
(6) 特定広域団体による評価	<p>本権限が道に移譲されたことで、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となり、事務執行についても、特に混乱なく行われている。</p> <p>上記のとおり地域に身近な道が、主体的、一元的に事務を実施することが可能となり、この生活保護法の特例に関する措置については、引き続き継続する必要がある。</p>																																																																																
(7) 所管省庁による評価	今年度において、移譲事務の執行については特に混乱なく行われていることであるので、引き続き事務の円滑な実施に努めていただきたい。																																																																																

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和3年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	商工会議所に対する監督に関する事務（法※第13条関係）（平成19年4月）																																																																																																																			
(2) 所管省庁	経済産業省																																																																																																																			
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	国から道に許認可等の権限が移譲されることにより、地域により身近な道において手続きを行う範囲が拡大され、申請者の利便性が向上する。																																																																																																																			
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 経済部地域経済局中小企業課</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>目的</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地区</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>議員総会に関する事項*</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="8" rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>経理に関する事項*</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常議員会に関する事項*</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の制定による商工会議所法の一部改正により、平成27年度から届出制に変更となった上、都道府県及び政令指定都市に権限移譲されている。</p>	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	定款変更の認可	12	1	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	目的	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	名称	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	地区	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	議員総会に関する事項*	5	1	2	—	—	1	—	—									経理に関する事項*	3	—	1	—	—	—	—	—	常議員会に関する事項*	1	—	—	—	2	—	—	—
項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																																																					
定款変更の認可	12	1	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0																																																																																																					
目的	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—																																																																																																					
名称	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																					
地区	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																					
議員総会に関する事項*	5	1	2	—	—	1	—	—																																																																																																												
経理に関する事項*	3	—	1	—	—	—	—	—																																																																																																												
常議員会に関する事項*	1	—	—	—	2	—	—	—																																																																																																												
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	道に許認可権限が移譲されたことにより、従来、国と道へ申請しなければならなかった事項が、道のみへの申請で足りることになり、申請者の利便性の向上につながった。 また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日（国）が20日以内となり、処理期間の短縮が図られている。																																																																																																																			
(6) 特定広域団体による評価	地域により身近な道のみへの申請で済む範囲が拡大されたことにより、申請者の利便性が向上した。 窓口の一本化、手続き迅速化により申請者の利便性が向上しており、今後も地域により身近な道において引き続き手続きを行えるよう措置を継続することが必要である。																																																																																																																			
(7) 所管省庁による評価	定款変更の認可事務等については、適切に事務処理がなされていると考えられることから、引き続き、円滑な実施に努めていただきたい。																																																																																																																			

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和3年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	鳥獣保護管理法に係る危険獣法（麻酔薬の使用）の許可に関する事務（法※第16条関係）（平成19年4月）																																
(2) 所管省庁	環境省																																
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	知事が、鳥獣の捕獲許可事務と麻酔薬を使用した獣法による鳥獣の捕獲許可事務とを一元的に処理することにより、許可申請者の手続きが軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続きの迅速化及び効率化が図られる。																																
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等</p> <p>道本庁 環境生活部環境局自然環境課 出先機関 各（総合）振興局 保健環境部環境生活課</p> <p>（知事の所管する鳥獣の捕獲許可については、捕獲区域が2以上の振興局の管轄区域にわたるものにあっては本庁で許可し、それ以外のものにあっては各（総合）振興局で許可している。このことから、麻酔薬を使用した獣法による鳥獣の捕獲許可についても、上記の鳥獣の捕獲許可と同様の対応としている。）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麻酔薬</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td>5</td><td>8</td><td>10</td><td>15</td><td>19</td><td>11</td><td>12</td><td>12</td><td>11</td><td>13</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>	項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	麻酔薬	2	3	5	4	5	8	10	15	19	11	12	12	11	13	8
項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																		
麻酔薬	2	3	5	4	5	8	10	15	19	11	12	12	11	13	8																		
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>麻酔薬を使用した獣法による鳥獣の捕獲許可（第37条）を申請するときは、別途、鳥獣の捕獲許可（第9条）の申請を要することから、申請窓口が一本化されたことにより申請者の利便性が向上した。</p> <p>また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日（国）が14日間以内（道本庁処理の場合14日間、各（総合）振興局の場合7日間）となり、処理期間の短縮が図られている。</p> <p>なお、道では、移譲事務の円滑な実施を図るために、「危険獣法許可取扱要領」を定めているところ。</p>																																
(6) 特定広域団体による評価	<p>許可申請者の手続きが軽減し利便性が向上するとともに、許可事務手続きの迅速化及び効率化が図られ、想定したとおりの効果があり、今のところ改善すべき事項など、課題は見当たらない。</p> <p>申請窓口が一本化されることにより、申請者の利便性が向上するとともに、審査する側としても同一の鳥獣に対する捕獲行為への意思を統一することができ、迅速に対応することが可能となる。</p> <p>以上のことから、本措置は継続する必要がある。</p>																																
(7) 所管省庁による評価	当該地域における事務に特段の支障は発生しておらず、道において適切に事務処理が実施されていることから、継続の必要性が認められる。																																

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和3年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止（道州制特区関係文科省令※第1条関係）（平成20年12月）
(2) 所管省庁	文部科学省、厚生労働省
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	医師不足が深刻な本道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行う。
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部地域医療推進局地域医療課 ・総務部教育・法人局大学法人課 <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月1日に平成29年度までの入学定員を105名から110名に変更した学則を施行。 ・平成30年4月1日に平成30年度から平成31年度までの入学定員を102名から110名に変更した学則を施行。 ・令和2年4月1日に令和2年度から令和3年度までの入学定員を102名から110名とする学則を施行。 ・令和4年度の入学定員を102名から110名の変更に伴い、令和4年度から令和9年度までの収容定員の学則変更を届出（令和4年4月1日施行）
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	文部科学大臣への届出が廃止されたことにより、本道の医師不足の状況などに応じた柔軟な収容定員の変更が可能となった。 また、将来的には、医師の人材育成による地域医療への貢献が期待できる。
(6) 特定広域団体による評価	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、長期的に効果を検証する必要があるところであるが、地域の実情を反映した地域医療を担う人材（医師）の育成に大きく貢献することが期待できる。 ・収容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施していく必要がある。 ・本道においては、医師の地域偏在が著しい状況にあることから、地域医療を担う医師を養成するためには、国の「緊急医師確保対策」等により暫定的に増員された入学定員を時限修了後も維持する必要がある。 ・行政の効率化を図るため、本措置を継続する必要がある。
(7) 所管省庁による評価	本件は、平成20年度、平成29年度、令和元年度及び令和3年度に行つた、入学定員増に伴う学則変更に係る実績であり、その想定している効果が達成されたかについては、政府における医師需給に係る政府動向、今後の医師の地域への定着状況や道内の医療提供体制の状況等を踏まえつつ、引き続き検証を行っていくことが必要である。

※文部科学省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事務等を定める省令（平成20年文部科学省令第27号）

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和3年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可（政令※第2条関係） (平成21年4月)																																																																																																																																																																																						
(2) 所管省庁	厚生労働省																																																																																																																																																																																						
(3) 想定している効果 ・目的（計画において記載されているもの）	水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可等に関する事務について、事業者に身近な道が実施することにより、これらの事業の認可申請等における事業者の利便性が向上するとともに、事業者に対する道による迅速かつきめ細やかな対応が可能となる。																																																																																																																																																																																						
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁：環境生活部環境局環境政策課 道出先：各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課 (移譲事務の関係書類は、道へ移管となった23の水道事業者等のうち、札幌市、小樽市、函館市、旭川市、石狩西部広域水道企業団については本庁に直接、その他の水道事業者等については総合振興局（振興局）を経由して、本庁に提出される。)</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="13">・認可、届出</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業等変更認可（法第10条1項等）</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>記載事項の変更に係る届出（法第7条第3項）</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>21</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>事業変更に係る届出（法第10条第3項等）</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>給水開始前の届出（法第13条第1項等）</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>料金の変更に係る届出（法第14条第5項）</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>業務の委託に係る届出（法第24条の3第2項）</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="13">・立入検査（法第39条第1項）</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧大臣認可の全水道事業者等を対象</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>21</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="13">・交付金の措置（～H25）（単位：千円）</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧大臣認可の全水道事業者等を対象</td> <td>589</td> <td>442</td> <td>294</td> <td>147</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	・認可、届出													項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	水道事業等変更認可（法第10条1項等）	1	-	-	-	-	2	1	-	-	1	1	-	記載事項の変更に係る届出（法第7条第3項）	2	6	4	-	-	21	-	-	2	2	3	2	事業変更に係る届出（法第10条第3項等）	2	1	3	2	-	-	1	-	1	1	-	-	給水開始前の届出（法第13条第1項等）	11	5	7	16	11	12	11	6	7	6	14	7	料金の変更に係る届出（法第14条第5項）	1	1	-	2	12	6	-	1	2	12	4	1	業務の委託に係る届出（法第24条の3第2項）	1	-	2	1	-	4	1	1	-	1	1	2	・立入検査（法第39条第1項）													項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	旧大臣認可の全水道事業者等を対象	23	23	23	23	23	23	22	23	23	23	21	-	・交付金の措置（～H25）（単位：千円）													項目	H22	H23	H24	H25									旧大臣認可の全水道事業者等を対象	589	442	294	147								
・認可、届出																																																																																																																																																																																							
項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																																																																																																																											
水道事業等変更認可（法第10条1項等）	1	-	-	-	-	2	1	-	-	1	1	-																																																																																																																																																																											
記載事項の変更に係る届出（法第7条第3項）	2	6	4	-	-	21	-	-	2	2	3	2																																																																																																																																																																											
事業変更に係る届出（法第10条第3項等）	2	1	3	2	-	-	1	-	1	1	-	-																																																																																																																																																																											
給水開始前の届出（法第13条第1項等）	11	5	7	16	11	12	11	6	7	6	14	7																																																																																																																																																																											
料金の変更に係る届出（法第14条第5項）	1	1	-	2	12	6	-	1	2	12	4	1																																																																																																																																																																											
業務の委託に係る届出（法第24条の3第2項）	1	-	2	1	-	4	1	1	-	1	1	2																																																																																																																																																																											
・立入検査（法第39条第1項）																																																																																																																																																																																							
項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																																																																																																																											
旧大臣認可の全水道事業者等を対象	23	23	23	23	23	23	22	23	23	23	21	-																																																																																																																																																																											
・交付金の措置（～H25）（単位：千円）																																																																																																																																																																																							
項目	H22	H23	H24	H25																																																																																																																																																																																			
旧大臣認可の全水道事業者等を対象	589	442	294	147																																																																																																																																																																																			
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>認可申請、届出の提出先が、厚生労働省（本省）から道となり、その協議を含め、水道事業者等の利便性が向上した。</p> <p>水道事業者等に対し年1回の立入検査を行うなど、きめ細やかな対応が可能となった。</p> <p>自然災害や水道事故などの発生時において、迅速な情報収集や水道事業者等に対する指導助言など、緊急時の対応が向上した。</p> <p>また、水道事業者の広域化や今後の課題解決に対する助言等がしやすくなっている。</p>																																																																																																																																																																																						
(6) 特定広域団体による評価	<p>移譲後の事務執行については、特に混乱なく行われているところであり、上記(5)のとおり、水道の安全・安心の確保の点から権限移譲の効果は高い。</p> <p>事務執行に係る予算は平成25年度で終了となり、平成28年度から特別交付税として措置されたところであるが、今後とも事務執行に必要な予算が十分に措置されるよう配慮願いたい。</p> <p>事業者の認可申請等における利便性が向上しており、今後も事業者に対し迅速かつきめ細やかな対応を行うため、本措置を継続する必要がある。</p>																																																																																																																																																																																						
(7) 所管省庁による評価	移譲した事務については、適切な指導や助言が行われており、想定されている目的が達成されているものと考えられる。引き続き、広域連携の推進役として、道内の水道事業者等の間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行っていただきたい。																																																																																																																																																																																						

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（平成19年政令第11号）

道州制特区移譲事務・事業実施状況調査個票

(令和3年12月31日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	開発道路に係る直轄事業（法※第7条第2項第4号ハ関係） (平成22年4月)																																																																						
(2) 所管省庁	国土交通省																																																																						
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一緒に整備することで、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となっている。																																																																						
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 建設部土木局道路課 出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部（美唄富良野線） 留萌振興局 留萌建設管理部（名寄遠別線） 渡島総合振興局函館建設管理部（北檜山大成線） 胆振総合振興局室蘭建設管理部（北進平取線） 上川総合振興局旭川建設管理部（富良野上川線）</p> <p>②過去の実績等（処理件数、事業費等）</p> <p>○交付金に関する措置</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>全体事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>2,660</td> <td>3,000</td> <td>2,990</td> <td>3,100</td> <td>3,255</td> <td>3,330</td> <td>3,400</td> <td>3,390</td> <td>3,150</td> <td>3,010</td> <td>2,840</td> <td>2,785</td> <td>43,466</td> </tr> <tr> <td>国の交付</td> <td>2,128</td> <td>2,400</td> <td>2,392</td> <td>2,480</td> <td>2,604</td> <td>2,664</td> <td>2,720</td> <td>2,712</td> <td>2,520</td> <td>2,272</td> <td>2,408</td> <td>2,228</td> <td>34,773</td> </tr> <tr> <td>道の負担</td> <td>532</td> <td>600</td> <td>598</td> <td>620</td> <td>651</td> <td>666</td> <td>680</td> <td>678</td> <td>630</td> <td>568</td> <td>602</td> <td>557</td> <td>8,693</td> </tr> <tr> <td>累計進捗率</td> <td>6%</td> <td>13%</td> <td>20%</td> <td>27%</td> <td>35%</td> <td>42%</td> <td>50%</td> <td>58%</td> <td>65%</td> <td>72%</td> <td>79%</td> <td>85%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	全体事業費	全体事業費	2,660	3,000	2,990	3,100	3,255	3,330	3,400	3,390	3,150	3,010	2,840	2,785	43,466	国の交付	2,128	2,400	2,392	2,480	2,604	2,664	2,720	2,712	2,520	2,272	2,408	2,228	34,773	道の負担	532	600	598	620	651	666	680	678	630	568	602	557	8,693	累計進捗率	6%	13%	20%	27%	35%	42%	50%	58%	65%	72%	79%	85%	—
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	全体事業費																																																										
全体事業費	2,660	3,000	2,990	3,100	3,255	3,330	3,400	3,390	3,150	3,010	2,840	2,785	43,466																																																										
国の交付	2,128	2,400	2,392	2,480	2,604	2,664	2,720	2,712	2,520	2,272	2,408	2,228	34,773																																																										
道の負担	532	600	598	620	651	666	680	678	630	568	602	557	8,693																																																										
累計進捗率	6%	13%	20%	27%	35%	42%	50%	58%	65%	72%	79%	85%	—																																																										
	注：交付金の額は、工事費及び人件費のみ計上できることとなっている。																																																																						
	○職員の移籍 事業を円滑に執行するため、直轄施工時代からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土交通省北海道開発局職員（3名）を期限付きで受け入れている。 【配置事業箇所：美唄富良野線、名寄遠別線及び北進平取線】 現在は、北進平取線の完成（平成26年度）に伴い、職員2名の受け入れとなっている。																																																																						
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	これまで、国が道道の一部区間を開発道路として整備を行っていたが、当該事業の移譲後は、道が路線全体を一体的に整備することが可能となつたため、工事の施工管理等に要する経費が削減されるなど、事業を効率的に実施することや、地域住民からの要望等を一元化して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となった。																																																																						
(6) 特定広域団体による評価	上記のとおり効率的な実施や地域の実情に応じた事業の実施が可能となっており、想定したとおりの効果があった。一方、人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えている課題がある。 今後も行政の効率化を図るために、本措置を継続する必要がある。																																																																						
(7) 所管省庁による評価	移譲された事業については、特に支障なく実施されており、引き続き事業を適切に実施していく必要がある。 なお、交付金については、事業を移譲した際に北海道とも協議の上、国として然るべき措置したところ。																																																																						

※道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）